議案第１２０号

相模原市立公文書館条例の一部を改正する条例について

相模原市立公文書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市立公文書館条例の一部を改正する条例

相模原市立公文書館条例(平成２６年相模原市条例第２７号)の一部を次のように改正する。

第３条第１項第３号中「前２号」を「前３号」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号中「前号の規定にかかわらず、」を削り、「の日」の次に「(前号に掲げる日を除く。)」を加え、同号を同項第３号とし、同項第１号中「月曜日(」及び「に当たるときは、その翌日)」を削り、同号を同項第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

（１）日曜日及び土曜日

第３条第３項中「第１項第３号」を「第１項第４号」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案の理由

歴史資料として重要な公文書等を適切に保存し、及び市民等の利用に供するために必要な運営体制を充実させ、効果的に公文書館を運営するため、休館日に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第１２０号関係資料

相模原市立公文書館条例の改正の概要

１　改正の内容

休館日に係る規定の改正（第３条関係）

月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）に当たるときは、その翌日）を休館日としないこととし、日曜日、土曜日及び祝日等を休館日とするもの

２　施行期日

令和３年４月１日

議案第１２１号

相模原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

相模原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように制定する。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和３１年法律第１６２号)第２３条第１項の規定により、同項第２号及び第３号に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案の理由

学校における体育に関する事務を除き、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行することとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和３１年法律第１６２号)第２３条第１項の規定により、教育に関する事務の職務権限の特例について所要の定めをいたしたく提案するものである。

議案第１２２号

相模原市職員定数条例及び相模原市行政組織条例の一部を改正する条例について

相模原市職員定数条例及び相模原市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市職員定数条例及び相模原市行政組織条例の一部を改正する条例

（相模原市職員定数条例の一部改正）

第１条　相模原市職員定数条例（昭和２４年相模原市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表市長の事務部局の職員の項中「３，３６４人」を「３，３９０人」に改め、同表教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員の項中「４０３人」を「３７７人」に、「３，６６２人」を「３，６３６人」に改める。

（相模原市行政組織条例の一部改正）

第２条　相模原市行政組織条例（平成１８年相模原市条例第５９号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号イ中「及び国際交流」を「、国際交流及びスポーツ」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案の理由

学校における体育に関する事務を除き、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行することとするため、職員の定数に係る規定及び市民局の事務分掌に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第　　号参考資料

スポーツに関する事務の移管について

市民と行政とが連携・協働し、誰もが生涯にわたって様々な形でスポーツに関わることができる環境づくりや、地域特性・スポーツ資源を活用した本市の魅力の発信、経済・地域の活性化などに向けた取組の充実を図るなど、「スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現」に向けた取組を市全体として更に推進するため、教育委員会から市民局へスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を移管するもの

（１）移管する主な事務

ア　スポーツ振興に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。

イ　スポーツ施設の整備に関すること。

ウ　各種スポーツ大会及び競技会に関すること。

エ　スポーツ団体の指導及び育成に関すること。

（２）職員規模

２６人

（３）重点的に取り組む項目

ア　働き盛り・子育て世代、高齢者、障害のある人などがスポーツをする機会の充実

イ　スポーツを通じた良好な都市イメージの醸成・発信

ウ　地域特性や資源を生かしたスポーツイベントや大会の開催・支援・誘致

エ　スポーツによる交流の創出と経済活性化の推進

オ　ホームタウンチームとの連携・支援

（４）今後のスケジュール

組織の詳細については、更に検討を進め、令和３年２月に公表する予定です。

議案第１２３号

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成２４年相模原市条例第６１号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべの項中「相模原市緑区千木良３２０番地２」を「相模原市緑区与瀬９９８番地１」に改め、同表特定非営利活動法人Ｓｐｉｔｚｅｎ　Ｐｅｒｆｏｒｍａｎｃｅの項を削り、同表特定非営利活動法人福祉協会しろやまの項中「平成２７年１月１日から令和２年１２月３１日まで」を「令和３年１月１日から令和７年１２月３１日まで」に改める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人Ｓｐｉｔｚｅｎ　Ｐｅｒｆｏｒｍａｎｃｅの項を削る改正規定及び同表特定非営利活動法人福祉協会しろやまの項の改正規定並びに次項の規定は、令和３年１月１日から施行する。

(経過措置)

２　令和３年１月１日前に特定非営利活動法人Ｓｐｉｔｚｅｎ　Ｐｅｒｆｏｒｍａｎｃｅ及び特定非営利活動法人福祉協会しろやまに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成１６年相模原市条例第７号)第１３条の２第２項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人Ｓｐｉｔｚｅｎ

Ｐｅｒｆｏｒｍａｎｃｅの項及び特定非営利活動法人福祉協会しろやまの項の規定は、なおその効力を有する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するための規定の改正、指定に係る期間の満了に伴う規定の削除及び主たる事務所の所在地の変更に伴う規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第１２３号関係資料(その１)

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正の概要

１　改正の内容

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)の指定を更新するための規定の改正等をするもの(別表関係)

（１）指定特定非営利活動法人の指定を更新するための規定の改正

特定非営利活動法人福祉協会しろやまについて、その指定を更新し、同法人が控除に係る寄附金を受け入れる期間を令和３年１月１日から令和７年１２月３１日までとするもの

（２）指定特定非営利活動法人の指定に係る期間の満了に伴う規定の削除

特定非営利活動法人Ｓｐｉｔｚｅｎ　Ｐｅｒｆｏｒｍａｎｃｅの指定に係る期間の満了に伴い、同法人の指定特定非営利活動法人としての指定を取り消すもの

（３）指定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴う規定の改正

特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべの主たる事務所の所在地の変更に伴い、条例で規定する同法人の主たる事務所の所在地を変更するもの

２　施行期日等

（１）施行期日

公布の日。ただし、１(１)及び(２)に係る規定は、令和３年１月１日

（２）経過措置

令和３年１月１日前に特定非営利活動法人Ｓｐｉｔｚｅｎ　Ｐｅｒｆｏｒｍａｎｃｅ及び特定非営利活動法人福祉協会しろやまに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成１６年相模原市条例第７号)第１３条の２第２項の規定を適用する場合にあっては、改正前のこれらの特定非営利活動法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

議案第１２３号関係資料(その２)

特定非営利活動法人福祉協会しろやまの概要

代　　表　　者	尾形　元三
主たる事務所の所　在　地	相模原市緑区久保沢２丁目２５番２５号
設立年月日	平成１８年８月１７日
役員数等	役員９名(理事７名、監事２名) 正会員３８名
目　　的	就労困難な在宅の障害者に対して、働く場を提供し、必要な作業及び訓練を行い、地域社会の一員として可能な限りの社会参加ができるよう支援する事業を行うとともに、地域と一体となって、社会福祉の増進及びノーマライゼーションの実現に寄与すること
特定非営利活動の種　類	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事　業　概　要	(１) 特定非営利活動に係る事業 ア　障害福祉サービス事業 イ　実習生等の受入れ及び地域との交流事業 ウ　相談事業 (２) その他の事業 生産品等の物品販売事業

議案第１２３号関係資料(その３)

特定非営利活動法人の指定の更新の申出等に係る経過について

１　指定の更新の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の更新の申出について、令和２年６月１５日から同年７月３１日まで受付を行った(申出数　１法人)。

２　申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定の更新について、令和２年９月１８日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、令和２年９月２３日から同年１０月１４日までに開催された会議において審査が行われた。

（１）審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(金融機関代表者１名、税理士１名、中小企業診断士１名、弁護士１名)　計５名

（２）結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成２４年相模原市条例第３１号)第９条第２項において準用する同条例第４条第１項に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、令和２年１０月１４日にその旨の答申がされた。

議案第１２４号

相模原市消費生活センター条例の一部を改正する条例について

相模原市消費生活センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市消費生活センター条例の一部を改正する条例

相模原市消費生活センター条例(平成２７年相模原市条例第８４号)の一部を次のように改正する。

第２条の表相模原市消費生活総合センターの項中「相模原市中央区相模原１丁目１番３号」を「相模原市緑区橋本６丁目２番１号」に改め、同表相模原市北消費生活センターの項及び相模原市南消費生活センターの項を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案の理由

消費生活センターを集約することにより相談体制の充実を図るため、相模原市消費生活総合センターの位置に係る規定の改正並びに相模原市北消費生活センター及び相模原市南消費生活センターの廃止をいたしたく提案するものである。

議案第１２４号関係資料

案　内　図

議案第１２５号

相模原市食品衛生法施行条例及び相模原市手数料条例の一部を改正する条例について

相模原市食品衛生法施行条例及び相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市食品衛生法施行条例及び相模原市手数料条例の一部を改正する条例

(相模原市食品衛生法施行条例の一部改正)

第１条　相模原市食品衛生法施行条例(平成１１年相模原市条例第４１号)の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「法」という。」及び「、食品衛生法施行令(昭和２８年政令第２２９号。以下「政令」という。)及び食品衛生法施行規則(昭和２３年厚生省令第２３号)に定めるもののほか」を削る。

第２条及び第３条を削る。

第４条第１項中「政令」を「食品衛生法施行令(昭和２８年政令第２２９号)」に改め、同条第２項中「政令」を「食品衛生法施行令」に改め、同条を第２条とする。

第５条を削る。

(相模原市手数料条例の一部改正)

第２条　相模原市手数料条例(平成１２年相模原市条例第７号)の一部を次のように改正する。

別表第２第４号の表１の項中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に改め、「許可」の次に「(営業の期間が５月を超えないものを除く。)」を加え、「喫茶店営業」を「食肉販売業」に改め、同表２の項中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に、「の更新(現に受けている許可の有効期間が５月を超える場合に限る。)及び

５月を超えない期間に係る営業の許可」を「(営業の期間が５月を超えないものに限る。)」に、「喫茶店営業」を「食肉販売業」に改め、同表に次のように加える。

３	法第５５条第１項及び令第３５条	食品関係営業の許可の継続(現に法第５５条第１項の規定による営業の許可(営業の期間が５月を超えないものを除く。)を受けている者が、当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合をいう。)の申請に対する審査	食肉製品製造業その他の規則で定める営業	１件	15,750円
			飲食店営業その他の規則で定める営業	１件	12,000円
			菓子製造業その他の規則で定める営業	１件	10,500円
			食肉販売業その他の規則で定める営業	１件	7,200円

別表第２第７号を削り、同表中第８号を第７号とし、第９号から第２９号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、令和３年６月１日から施行する。

(相模原市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

２　この条例の施行の日において現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成３０年法律第４６号)第２条の規定による改正前の食品衛生法(昭和２２年法律第２３３号)第５２条第１項の許可(営業の期間が５月を超えないものを除く。)を受けている者が、同日以後初めて当該許可に係る営業の内容に相当する食品衛生法等の一部を改正する法律第２条の規定による改正後の食品衛生法第５５条第１項の許可を受けようとする場合に行う申請は、第２条の規定による改正後の相模原市手数料条例別表第２第４号の表３の項に規定する食品関係営業の許可の継続の申請とみなし、同項の規定を適用する。

３　魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例(令和２年神奈川県条例第４２号)附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第１条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例(昭和４１年神奈川県条例第４２号。次項において「廃止前魚介類行商等条例」という。)第３条第１項の規定による営業の許可の更新の申請に対する審査については、第２条の規定による改正前の相模原市手数料条例別表第２第７号の表２の項の規定は、令和３年１１月３０日までの間は、なおその効力を有する。

４　魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第３項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前魚介類行商等条例第３条第１項の規定による営業の許可の更新の申請に対する審査については、第２条の規定による改正前の相模原市手数料条例別表第２第７号の表２の項の規定は、令和６年５月３１日までの間は、なおその効力を有する。

提案の理由

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成３０年法律第４６号)による食品衛生法(昭和２２年法律第２３３号)の改正等により営業許可制度が見直されたことに伴い、食品製造業等の営業及び給食施設に関する報告に係る規定の削除並びに同法及び食品衛生法施行令(昭和２８年政令第２２９号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正並びに魚介類行商等に関する条例(昭和４１年神奈川県条例第４２号)に基づく事務に係る手数料の規定の削除をいたしたく提案するものである。

議案第１２５号関係資料

相模原市食品衛生法施行条例及び相模原市手数料条例の改正の概要

１　改正の内容

（１）相模原市食品衛生法施行条例の一部改正(第１条関係)

食品製造業等の営業及び給食施設に関する報告に係る規定を削除するもの

（２）相模原市手数料条例の一部改正(第２条関係)

ア　食品衛生法(昭和２２年法律第２３３号)及び食品衛生法施行令(昭和２８年政令第２２９号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正

（ア）手数料を徴収する事務の区分のうち喫茶店営業その他の食品衛生法の施行に関する規則(以下「規則」という。)で定める営業を食肉販売業その他の規則で定める営業とするもの

（イ）食品関係営業の許可の継続の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を改定するもの

区分	単位	現行	改定後
食肉製品製造業その他の規則で定める営業	１件	10,500円	15,750円
飲食店営業その他の規則で定める営業	１件	8,000円	12,000円
菓子製造業その他の規則で定める営業	１件	7,000円	10,500円
食肉販売業その他の規則で定める営業	１件	4,800円	7,200円

イ　魚介類行商等に関する条例(昭和４１年神奈川県条例第４２号)に基づく事務に係る手数料の規定の削除

魚介類行商等に関する条例の廃止に伴い、同条例に基づく事務に係る手数料の規定を削除するもの

２　施行期日等

（１）施行期日

令和３年６月１日

（２）相模原市手数料条例の一部改正に伴う経過措置

ア　令和３年６月１日において現に改正前の食品衛生法に基づく営業の許可(営業の期間が５月を超えないものを除く。)を受けている者が、同日以後

初めて当該許可に係る営業の内容に相当する改正後の食品衛生法に基づく営業の許可を受けようとする場合に行う申請は、改正後の相模原市手数料条例(平成１２年相模原市条例第７号)に規定する食品関係営業の許可の継続の申請とみなし、１(２)ア(イ)に係る規定を適用することとするもの

イ　廃止前の魚介類行商等に関する条例の規定による魚介類行商、魚介類加工業(魚介類を食品に加工するものを除く。)及び発酵乳等販売業に係る営業の許可の更新の申請に対する審査については、改正前の１(２)イに係る規定は、令和３年１１月３０日までの間は、なおその効力を有することとするもの

ウ　廃止前の魚介類行商等に関する条例の規定による魚介類加工業(魚介類を食品に加工するものに限る。)に係る営業の許可の更新の申請に対する審査については、改正前の１(２)イに係る規定は、令和６年５月３１日までの間は、なおその効力を有することとするもの

議案第１２６号

相模原市旅館業法施行条例及び相模原市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について

相模原市旅館業法施行条例及び相模原市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市旅館業法施行条例及び相模原市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(相模原市旅館業法施行条例の一部改正)

第１条　相模原市旅館業法施行条例(平成１５年相模原市条例第１６号)の一部を次のように改正する。

別表第１の８の項(１)中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項(２)中「ろ過器を使用」を「ろ過器(浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)を使用」に、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項(３)中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項(６)中「０．２ミリグラム」を「０．４ミリグラム」に、「水素イオン濃度」を「ｐＨ値」に改め、同項(９)中「原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という」を「貯湯槽(原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ」に改め、同項(１１)中「集毛器」の次に「(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集するための網状の装置をいう。以下同じ。)」を加え、同項(１３)中「調整箱」を「調節箱」に改め、同項(１４)中「浴槽からあふれた水を浴用」を「オーバーフロー水(浴槽からあふれた水をいう。以下同じ。)を浴用」に、「浴槽からあふれた水を回収」を「オーバーフロー水を回収」に改め、同項(１８)中「上り用湯、上り用水」を「上がり用湯、上がり用水」に改める。

別表第２の９の項(６)、別表第３の９の項(６)及び別表第４の７の項(６)中「浴槽からあふれた水」を「オーバーフロー水」に改める。

(相模原市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第２条　相模原市公衆浴場法施行条例(平成２４年相模原市条例第４５号)の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同条第７号中「上り用水」を「上がり用水」に改め、同条に次の３号を加える。

（９）貯湯槽　原湯等を貯留する槽をいう。

（１０）ろ過器　浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。

（１１）集毛器　浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集するための網状の装置をいう。

別表第１の１の項(１)中「上り用湯、上り用水」を「上がり用湯、上がり用水」に改め、同項(２)及び(３)中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項(６)中「０.２ミリグラム」を「０．４ミリグラム」に、「水素イオン濃度」を「ｐＨ値」に改め、同項(９)中「原湯を貯留する」及び「(以下「貯湯槽」という。)」を削り、同項(１３)中「調整箱」を「調節箱」に改め、同項(１４)中「浴槽からあふれた水を浴用」を「浴槽からあふれた水(以下「オーバーフロー水」という。)を浴用」に、「浴槽からあふれた水を回収」を「オーバーフロー水を回収」に改め、同項(１９)中「上り用湯、上り用水」を「上がり用湯、上がり用水」に改め、同表２の項(１３)中「浴槽からあふれた水」を「オーバーフロー水」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案の理由

旅館業の施設及び公衆浴場における浴槽水中の遊離残留塩素濃度に関する衛生措置の基準に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第１２６号関係資料

相模原市旅館業法施行条例及び相模原市公衆浴場法施行条例の改正の概要

１　改正の内容

衛生措置の基準に係る規定の改正(第１条及び第２条関係)

旅館業の施設及び公衆浴場における浴槽水(浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する浴槽に係るものを除く。)中の遊離残留塩素濃度に係る衛生措置の基準を１リットル中０．４ミリグラム以上とするもの

２　施行期日

令和３年４月１日

議案第１２７号

相模原市医療費助成条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市医療費助成条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市医療費助成条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(相模原市医療費助成条例の一部改正)

第１条　相模原市医療費助成条例(昭和４９年相模原市条例第１３号)の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「その他規則で定める者」を削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第２条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成２７年相模原市条例第４１号)の一部を次のように改正する。

別表第１の６の項を削り、同表７の項中「別表第２第３項の表６の項」を「別表第２第３項の表５の項」に改め、同項を同表６の項とし、同表８の項を同表７の項とする。

「

身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)による身体障

	害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和２５年法律第１２３号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報」という。)であって規則で定めるもの	
別表第２第１項の表１の項中	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの	を
	児童扶養手当法(昭和３６年法律第２３８号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの	

」

「

身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和２５年法律第１２３号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に	に改め、同表２の項中

関する情報」という。)であって規則で定めるもの

」

「

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

」を「

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの

」に

改め、同表３の項から５の項までの規定中「

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

」を「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表６の項中「地方税関係情報」を「地方税法(昭和２５年法律第２２６号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)」に改め、同表１１の項中

「

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

」を「

生活に困窮する外国人に対する

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	を	生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	に

改め、同表１２の項中「児童扶養手当法」の次に「(昭和３６年法律第２３８号)」を加え、同表１８の項中

身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

を

身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、同表１９の項中

予防接種法(昭和２３年法律第６８号)による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	を	予防接種法(昭和２３年法律第６８号)による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの	に

改め、同表１９の２の項を削り、同表２３の項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)」に改め、「児童手当法」の次に「(昭和４６年法律第７３号)」を、「特例給付」の次に「(同法附則第２条第１項に規定する給付をいう。)」を加え、同表２４の項、

国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する

２６の項及び２８の項中

情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの

に改める。

」

別表第２第３項の表中５の項を削り、６の項を５の項とする。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、令和３年１月１日から施行する。

(相模原市医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

２　第１条の規定による改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、同条例第４条第２項各号に定める所得及び同条第３項に規定する所得(以下この項において「算定所得」という。)が令和２年以後の所得である場合の診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、算定所得が令和元年以前の所得である場合の診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

３　第２条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第１及び別表第２の規定は、令和３年度以後の年度分に係る事務について適用し、令和２年度以前の年度分に係る事務については、なお従前の例による。

提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和２年法律第５号)による地方税法(昭和２５年法律第２２６号)の改正及び所得税法等の一部を改正する法律(令和２年法律第８号)による所得税法(昭和４０年法律第３３号)の改正により未婚のひとり親に対して税制上の措置が講じられたことを踏まえた寡婦(寡夫)控除のみなし適用の終了に伴う医療費助成の範囲に係る規定の改正並びに個人番号の独自利用事務に係る規定並びに庁内連携ができる事務及び特定個人情報に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第１２７号関係資料

相模原市医療費助成条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の概要

１　改正の内容

（１）相模原市医療費助成条例の一部改正(第１条関係)

１２歳から１５歳までにある者等のうち医療費の自己負担分の全額を医療費助成の対象とするものについて、市町村民税を課されていない者その他規則で定める者としているものを市町村民税を課されていない者とするもの

（２）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正(第２条関係)

ア　個人番号の独自利用事務に係る規定の改正

寡婦(寡夫)控除のみなし適用(以下「みなし適用」という。)に係る規定を削除するもの

イ　庁内連携ができる事務に係る規定の改正

みなし適用を行うため庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。以下同じ。)ができる事務としている児童手当法(昭和４６年法律第７３号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務に係る規定を削除するもの

ウ　庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の改正

みなし適用を行うため庁内連携ができる特定個人情報としている地方税関係情報及び児童扶養手当関係情報について、次に掲げる事務に係る庁内連携ができる特定個人情報から削除するもの

（ア）児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務

（イ）児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務

（ウ）児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務

（エ）身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務

（オ）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和２５年法律第１２３号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務

（カ）知的障害者福祉法(昭和３５年法律第３７号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務

（キ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和３９年法律第１３４号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和６０年法律第３４号)附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する事務

（ク）母子保健法(昭和４０年法律第１４１号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務

（ケ）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成１０年法律第１１４号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務

（コ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成１７年法律第１２３号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務

（サ）難病の患者に対する医療等に関する法律(平成２６年法律第５０号)による特定医療費の支給に関する事務

２　施行期日等

（１）施行期日

令和３年１月１日

（２）相模原市医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置

１(１)に係る規定は、算定所得が令和２年以後の所得である場合の診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、算定所得が令和元年以前の所得である場合の診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとするもの

（３）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う経過措置

改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第１及び別表第２の規定は、令和３年度以後の年度分に係る事務について適用し、令和２年度以前の年度分に係る事務については、なお従前の例によることとするもの

議案第１２８号

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例

相模原市火災予防条例(昭和４８年相模原市条例第３６号)の一部を次のように改正する。

第３条第１項第８号中「き裂し」を「亀裂し」に改め、同項第１１号中「天がい」を「天蓋」に、「遮へい」を「遮蔽」に改め、同項第１５号中「ふた」を「蓋」に、「はかる」を「図る」に改め、同項第１７号ウ中「遮へい」を「遮蔽」に改める。

第３条の３第１項第２号の表中「矩形」を「矩(く)形」に改める。

第３条の４第１項中「天がい」を「天蓋」に改める。

第１０条の２第１項中「第４６条第１３号」を「第４６条第１４号」に改める。

第１１条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第１項中「または」を「又は」に改め、同条第２項中「および」を「及び」に改める。

第１３条第２項中「および」を「及び」に、「またはおおわれた」を「又は覆われた」に改める。

第１３条の２第１項中「変圧して、」の次に「電気自動車等(」を、「原動機付自転車」の次に「をいう。第１２号において同じ。)」を加え、「５０キロワット」を「２００キロワット」に改め、第１４号を第１８号とし、第１３号を第１７号とし、同項第１２号イ中「また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」を削り、同号に次のように加える。

ウ　温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ　制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した

場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第１３条の２第１項中第１２号を第１６号とし、第１１号を第１２号とし、同号の次に次の３号を加える。

（１３）コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

（１４）充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

（１５）複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第１３条の２第１項中第１０号を第１１号とし、第７号から第９号までを１号ずつ繰り下げ、同項第６号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第７号とし、同項第５号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第５号とし、同項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

（１）急速充電設備(全出力５０キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から３メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第１７条第１項第２号イ中「自動しや断」を「自動遮断」に改める。

第１９条の見出し中「充てんする」を「充填する」に改め、同条各号列記以外の部分中「充てんする」を「充填する」に、「および」を「及び」に改め、同条第１号中「または」を「又は」に改め、同条第３号中「または」を「又は」に、「さく

等」を「柵等」に改め、同条第４号から第６号までの規定中「または」を「又は」に改め、同条第７号中「および」を「及び」に改め、同条第９号中「充てんまたは」を「充填又は」に改め、同号ア中「行なう」を「行う」に改め、同号ウ中「しや断して行なう」を「遮断して行う」に改め、同号エ中「または」を「又は」に改め、同号オ中「充てん」を「充填」に、「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第１０号中「行なう」を「行う」に改め、同条第１１号中「または」を「又は」に改め、同条第１２号中「行なわない」を「行わない」に改める。

第２５条第１項第２号中「マーケツト」を「マーケット」に改める。

第２７条の見出し、同条第１項及び第２項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改め、同条第３項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に、「ふた」を「蓋」に、「おおい」を「覆い」に改める。

第２９条第１項中「アスフアルト等」を「アスファルト等」に改める。

第３０条第３号、第４号及び第６号中「または」を「又は」に改め、同条第７号中「行なう」を「行う」に改める。

第３０条の３第１項中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第３２条の２第２項第８号中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第３２条の４第２項第７号、第３２条の５第２項第２号及び第３２条の６第２項第７号中「ふた」を「蓋」に改める。

第４１条第１号中「および」を「及び」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第４５条中「および」を「及び」に改める。

第４６条第１７号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第１８号とし、同条中第１６号を第１７号とし、第１３号から第１５号までを１号ずつ繰り下げ、第１２号の次に次の１号を加える。

（１３）急速充電設備(全出力５０キロワット以下のものを除く。)

第４７条の見出し及び同条第１号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第２号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改める。

別表第３中「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第１３条の２第１項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和２年総務省令第７７号)による対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成１４年総務省令第２４号)の改正に伴う急速充電設備の位置、構造及び管理の基準に係る規定の改正、急速充電設備の設置の届出に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第１２８号関係資料

相模原市火災予防条例の改正の概要

１　改正の内容

（１）急速充電設備の位置、構造及び管理の基準に係る規定の改正(第１３条の２関係)

ア　電気自動車等の急速充電設備の位置、構造及び管理の基準の対象となる設備の全出力の範囲の上限を５０キロワットから２００キロワットとするもの

イ　アに伴い、急速充電設備の位置、充電用ケーブル及び蓄電池に係る火災の予防のために必要な事項として次の基準を追加するもの

（ア）屋外に設けるものにあっては、原則として建築物から３メートル以上の距離を保つこと。

（イ）充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのコネクター(十分な強度を有するものを除く。)には落下防止措置を講ずること。

（ウ）充電用ケーブルを冷却するために液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合の措置を講ずるとともに、流量及び温度の異常を自動検知させ、自動停止させる措置を講ずること。

（エ）複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動検知させ、自動停止させる措置を講ずること。

（オ）蓄電池を内蔵するものにあっては、当該蓄電池の温度の異常及び制御機能の異常を自動検知させ、自動停止させる措置を講ずること。

（２）急速充電設備の設置の届出に係る規定の追加(第４６条関係)

急速充電設備(全出力５０キロワット以下のものを除く。)を設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならないこととするもの

２　施行期日等

（１）施行期日

令和３年４月１日

（２）経過措置

この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設

備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとするもの

議案第１２９号

不動産の処分について(建物)

次のとおり、建物を処分する。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　所在、構造及び延べ床面積

相模原市南区豊町１番２９号

鉄骨造２階建

７３０．２９平方メートル

２　処分の方法

無償譲渡

３　相手方

相模原市中央区上溝７丁目５番３号

社会福祉法人清水地域福祉奉仕会

理事長　清　水　洋　子

提案の理由

社会福祉法人清水地域福祉奉仕会が運営しているひよこ第３保育園の園舎として貸し付けている建物を同法人に無償譲渡いたしたく、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第９６条第１項第６号の規定により提案するものである。

議案第１２９号関係資料

案　内　図

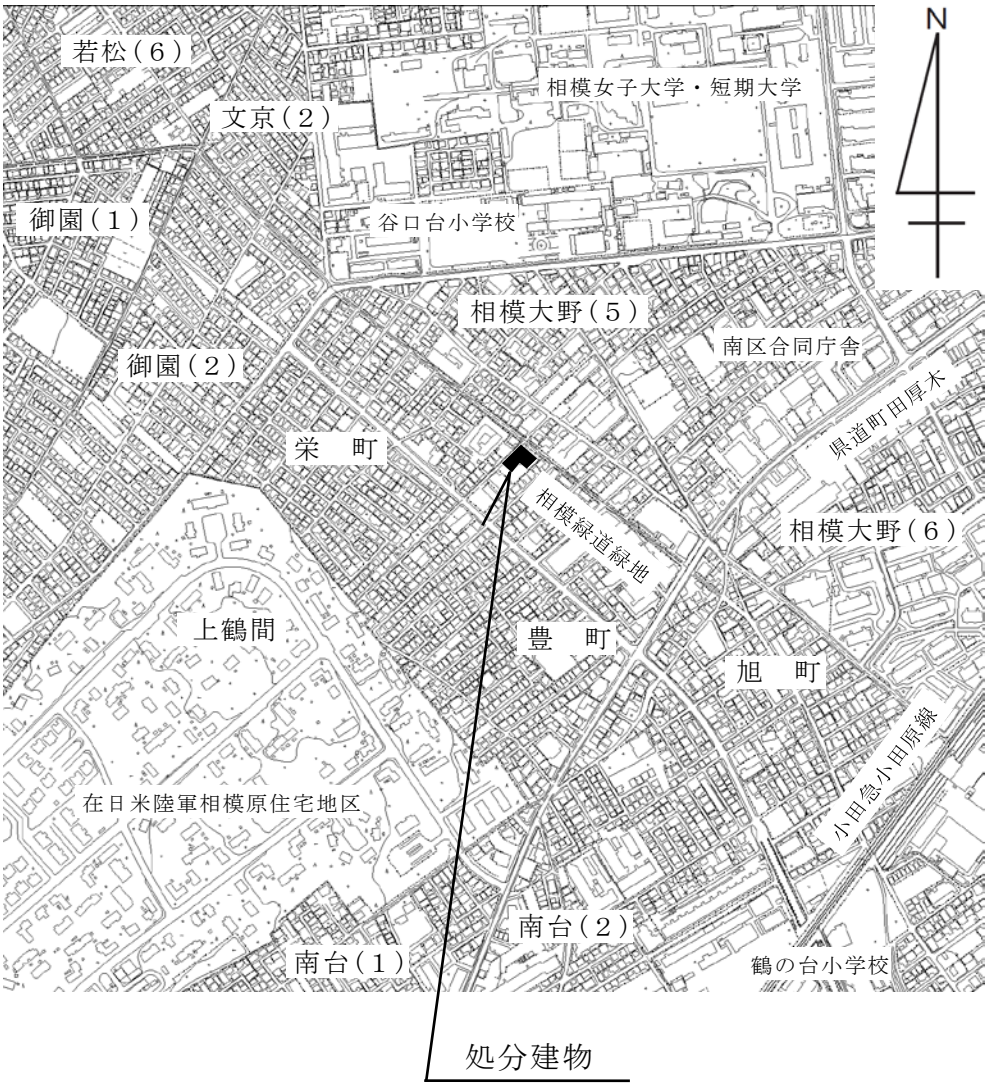

施設の概要

位　　置	相模原市南区豊町１番２９号
設置年月日	昭和５８年２月１日
構　　造	鉄骨造２階建
延べ床面積	７３０．２９㎡

議案第１３０号

動産の取得について(学習用タブレットＰＣ機器等)

次のとおり、物品を取得する。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　目的

学習用コンピュータの整備

２　品名及び数量

（１）学習用タブレットＰＣ機器(１７，２８７台)

（２）メディアストリーミング用デバイス(１，３６０台)

（３）マウス(３，５００台)

３　相手方

相模原市中央区相模原４丁目８番１９号

株式会社ＪＭＣ相模原支店

支店長　小　川　浩　次

４　取得価格

７７３，９３８，９９０円

提案の理由

学習用タブレットＰＣ機器、メディアストリーミング用デバイス及びマウスを取得いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和３９年相模原市条例第２２号)第３条の規定により提案するものである。

議案第１３０号関係資料(その１)

物品の取得の概要

１　物品の規格

（１）学習用タブレットＰＣ機器

区　　分	規　　格
製　品　名	ＮＥＣ　Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋ　Ｙ２(Ｗｉ－Ｆｉモデル)
インストールＯＳ	Ｃｈｒｏｍｅ　ＯＳ
Ｃ　Ｐ　Ｕ	インテル　Ｃｅｌｅｒｏｎ　プロセッサー　Ｎ４０２０
ス　ト　レ　ー　ジ	３２ＧＢ
メ　モ　リ	４ＧＢ
外　形　寸　法	２９４．６mm×２０９．６mm×２０．４mm
ディスプレイ	１１．６型ワイド
重　さ	約１．２７６ｋｇ

（２）メディアストリーミング用デバイス

区　　分	規　　格
製　品　名	Ｃｈｒｏｍｅｃａｓｔ　ＧＡ００４３９－ＪＰ
接　続	ＨＤＭＩ及び無線ＬＡＮ
外　形　寸　法	５１．９mm×５１．９mm×１３．８mm
重　さ	約４０ｇ

（３）マウス

区　　分	規　　格
製　品　名	マウス　ＭＡ－ＢＬ１５０ＢＫ　有線ブルーＬＥＤ
接　続	ＵＳＢ(有線)
外　形　寸　法	６０mm×１０２mm×３９mm(ケーブル長１．２m)
重　さ	約７１ｇ

２　配置場所

相模原市立小学校(７０校)、中学校(３５校)及び義務教育学校(１校)並びに教育センター

３　納入期限

令和３年３月３１日

４　契約締結の方法

条件付一般競争入札

議案第１３０号関係資料(その２)

相手方の概要

１　所在地及び名称

相模原市中央区相模原４丁目８番１９号

株式会社ＪＭＣ相模原支店

２　代表者

支店長　小川　浩次

３　資本金

１００，０００千円

４　従業員数

１４２人

５　最近における主な受注状況

発注者	三浦市	厚木市
契約名	三浦市外国語教育用タブレット端末調達	タブレット端末用学習支援ソフトウェア
受注金額	10,773 千円	3,974 千円
納入期限	令和元年 9 月 30 日	令和元年 6 月 28 日

議案第１３０号関係資料(その３)

入札状況

№	入札参加業者	入札状況		備考
		順位	入札価格	
1	株式会社ＪＭＣ 相模原支店	1	円 703,580,900	落札

※　開札日時　令和２年１０月８日　午前１０時００分

※　予定価格　非公表

※　入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(取得価格)となる。

議案第１３１号

指定管理者の指定について(相模原市立青野原診療所他２施設)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　管理を行わせる施設の名称

相模原市立青野原診療所、相模原市立千木良診療所及び相模原市立藤野診療所

２　指定管理者

所在地　東京都港区芝大門１丁目１番３号

名　称　日本赤十字社

３　指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

提案の理由

相模原市立青野原診療所、相模原市立千木良診療所及び相模原市立藤野診療所の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

議案第１３１号関係資料(その１)

日本赤十字社の概要

１　設立年月日等

明治１０年５月１日　設立

明治２０年５月２０日　博愛社から日本赤十字社に改称

２　規模

（１）職員数等　役員６７名、職員６７，６７９名

（２）資産の総額　４２５，６５０，８２８，１５３円

３　事業概要等

（１）事業概要

ア　救護員の確保及び養成訓練、救護材料の準備並びに救護に関する組織及び装備の整備

イ　安否調査、赤十字通信その他捕虜抑留者の援護に必要な事業

ウ　病院及び診療所の経営

エ　血液センターの経営その他血液事業の普及発達

オ　応急手当等の方法の普及及び指導

カ　巡回診療その他による保健指導

キ　赤十字奉仕団の育成及び指導並びに青少年赤十字の普及

ク　身体障害者の更生援護に必要な事業及び施設の経営

ケ　児童及び妊産婦の保護その他社会福祉のために必要な事業及び施設の経営

（２）公の施設の主な管理実績

ア　相模原市立青野原診療所、相模原市立千木良診療所及び相模原市立藤野診療所の指定管理者(平成２２年４月から現在に至る。)

イ　神奈川県立青野原診療所、神奈川県立千木良診療所及び神奈川県立藤野診療所の指定管理者(平成１８年４月から平成２２年３月まで)

ウ　横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者(平成１７年４月から現在に至る。)

エ　兵庫県災害医療センターの指定管理者(平成３０年４月から現在に至る。)

オ　北海道立北見病院の指定管理者(平成３０年４月から現在に至る。)

議案第１３１号関係資料(その２)

相模原市立青野原診療所、相模原市立千木良診療所及び相模原市立藤野診療所の指定管理者の選考について

相模原市立青野原診療所、相模原市立千木良診療所及び相模原市立藤野診療所については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす日本赤十字社(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

１　選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

（１）評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、２(３)イのとおり)であったこと。

（２）評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。

（３）候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

２　選考までの経過

（１）指定管理者となる要件

法人その他の団体

（２）指定管理者の申請の受付等

ア　申請要項の配布　令和２年１０月２日

イ　申請の受付　令和２年１０月２日から同月２１日まで

（３）選考

令和２年１０月２９日に、候補団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立診療所指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア　選考委員会の委員の構成

委員長(医師)及び委員(公認会計士１名、弁護士１名、市職員１名)　計４名

イ　評価基準・評価結果

（ア）委員４名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内訳	指定管理者の適性	４０	４０
	管理運営方針	２０	１６
	地域活性化	２０	１４
	計画事業(自主事業を除く。)	２０	１５
	自主事業	２０	１２
	利用者ニーズ	２０	１５
	維持管理計画	２０	１６
	人員配置	４０	３０
	安全管理及び緊急時の対応	４０	３６
	適正な管理・経理	２０	１６
	小計	２６０	２１０
収支計画・経費的効果			
内訳	収支計画の妥当性	２０	１５
	指定管理料の削減	２０	１２
	利益の還元	２０	１０
	小計	６０	３７
管理能力			
内訳	団体の経営状況	４０	４０
	団体の管理能力	２０	１９
	労働環境の適正性	２０	１７
	小計	８０	７６
合計		４００	３２３

備考　事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、２４０点とした。

（イ）候補団体について、配点の合計(４００点)を１００点満点に換算した場合の得点は、８０．７点(小数点以下１位未満切捨て)である。

議案第１３２号

当せん金付証票の発売限度額について

当せん金付証票法(昭和２３年法律第１４４号)第４条第１項の規定により、令和３年度における当せん金付証票の発売限度額について次のとおり定める。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

令和３年度の発売限度額　４，５００，０００，０００円

提案の理由

令和３年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証票を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証票法(昭和２３年法律第１４４号)第４条第１項の規定により提案するものである。

令　和　２　年　度　相　模　原　市
一　般　会　計　補　正　予　算
（第９号）

議案第１３３号

令和２年度相模原市一般会計補正予算(第９号)

令和２年度相模原市の一般会計の補正予算(第９号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第１条　歳入歳出予算の総額３９６，３２５，０００千円に歳入歳出それぞれ６１７，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３９６，９４２，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
55　国庫支出金		142,478,599	617,000	143,095,599
	10　国庫補助金	86,101,058	617,000	86,718,058
歳　　入　　合　　計		396,325,000	617,000	396,942,000

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
35　商工費		89,666,032	617,000	90,283,032
	5　商工費	89,666,032	617,000	90,283,032
歳　　出　　合　　計		396,325,000	617,000	396,942,000

令　和　２　年　度　相　模　原　市
一　般　会　計　補　正　予　算
（第１０号）

議案第１３４号

令和２年度相模原市一般会計補正予算(第１０号)

令和２年度相模原市の一般会計の補正予算(第１０号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第１条　歳入歳出予算の総額３９６，９４２，０００千円に歳入歳出それぞれ１，９５８，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３９８，９００，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第２条　繰越明許費の補正は、「第２表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第３条　債務負担行為の補正は、「第３表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第４条　地方債の補正は、「第４表地方債補正」による。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
46　分担金及び負担金		1,064,319	△129,435	934,884
	5　負担金	1,064,319	△129,435	934,884
50　使用料及び手数料		5,382,952	△34,847	5,348,105
	5　使用料	3,352,257	△34,847	3,317,410
55　国庫支出金		143,095,599	2,184,193	145,279,792
	5　国庫負担金	55,656,070	602,737	56,258,807
	10　国庫補助金	86,718,058	1,581,456	88,299,514
60　県支出金		18,182,403	201,679	18,384,082
	5　県負担金	13,332,467	201,679	13,534,146
75　繰入金		7,515,641	△1,110,865	6,404,776
	10　基金繰入金	7,455,668	△1,110,865	6,344,803
85　諸収入		17,459,660	75	17,459,735
	25　雑入	2,561,027	75	2,561,102
90　市債		28,840,200	847,200	29,687,400
	5　市債	28,840,200	847,200	29,687,400
歳　　入　　合　　計		396,942,000	1,958,000	398,900,000

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
5　議会費		997,113	△6,199	990,914
	5　議会費	997,113	△6,199	990,914
10　総務費		25,743,883	239,557	25,983,440
	5　総務管理費	15,104,901	250,500	15,355,401
	10　徴税費	2,383,549	△17,700	2,365,849
	13　市民生活費	7,333,609	6,757	7,340,366
15　民生費		133,487,560	570,006	134,057,566
	5　社会福祉費	50,188,401	△108,174	50,080,227
	10　児童福祉費	57,829,382	526,447	58,355,829
	15　生活保護費	24,452,139	151,733	24,603,872
20　衛生費		29,420,867	827,868	30,248,735
	5　保健衛生費	15,984,812	681,565	16,666,377
	10　清掃費	12,805,593	116,050	12,921,643
	15　環境保全費	630,462	30,253	660,715
30　農林水産業費		827,484	23,560	851,044
	5　農業費	694,129	23,560	717,689
35　商工費		90,283,032	△931,879	89,351,153
	5　商工費	90,283,032	△931,879	89,351,153
40　土木費		24,836,405	320,423	25,156,828
	5　道路橋りょう費	8,554,233	212,590	8,766,823
	15　都市計画費	12,391,778	△3,949	12,387,829
	20　公園費	2,211,692	9,982	2,221,674
	25　住宅費	1,119,761	101,800	1,221,561

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
45　消防費		8,291,806	△1,980	8,289,826
	5　消防費	8,291,806	△1,980	8,289,826
50　教育費		52,158,623	916,644	53,075,267
	5　教育総務費	7,393,325	132,512	7,525,837
	10　小学校費	24,685,001	232,080	24,917,081
	15　中学校費	14,737,726	551,871	15,289,597
	18　幼稚園費	473,050	181	473,231
歳　　出　　合　　計		396,942,000	1,958,000	398,900,000

第2表　繰越明許費補正

追　加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	5 総務管理費	防災設備等整備事業(避難場所等整備事業)	240,000
		防災設備等整備事業(防災情報通信事業)	12,268
	13 市民生活費	まちづくりセンター等改修事業	13,303
		区政推進事業	59,157
20 衛生費	5 保健衛生費	相模原南メディカルセンター感染症対策改修事業	175,826
	10 清掃費	南清掃工場改良事業	117,750
35 商工費	5 商工費	魅力創出・発信事業	42,000
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路管理業務委託	187,147
		道路占用許可事務費	18,007
		道路維持管理経費	7,436
		道路改良事業(全国道路・街路交通情勢調査業務委託)	19,100
	10 河川費	準用河川姥川改修事業	112,816
	20 公園費	公園施設再整備事業	11,482
	25 住宅費	市営住宅維持補修費	106,000
50 教育費	10 小学校費	小学校維持管理費	193,515
		小学校校舎改造事業	1,354,886
		小学校校舎等整備事業(トイレ整備事業)	43,900
	15 中学校費	中学校維持管理費	106,031
		中学校校舎改造事業	1,997,258
		中学校校舎等整備事業(トイレ整備事業)	100,700
	20 社会教育費	公民館整備事業(星が丘公民館改修事業)	3,300

第3表　債務負担行為補正

追　加

事　　項	期　間	限　度　額
		千円
２０２０東京五輪・さがみはらプロジェクト推進事業	令和２年度	0
	令和３年度	18,500
市立診療所指定管理経費	令和２年度から令和７年度まで	327,120
道路維持管理計画事業（市道西橋本２５号）	令和２年度	0
	令和３年度	27,489
道路維持管理計画事業（市道若葉台モミジ通り）	令和２年度	0
	令和３年度	18,997
道路維持管理計画事業（市道橋本４９号）	令和２年度	0
	令和３年度	11,231
道路維持管理計画事業（県道５１７号その１）	令和２年度	0
	令和３年度	42,100
道路維持管理計画事業（県道５１７号その２）	令和２年度	0
	令和３年度	11,200
道路維持管理計画事業（県道５１７号その３）	令和２年度	0
	令和３年度	16,300
道路維持管理計画事業（市道三ケ木１２号）	令和２年度	0
	令和３年度	8,500
道路維持管理計画事業（市道番田塩田）	令和２年度	0
	令和３年度	27,620
道路維持管理計画事業（市道相模淵野辺）	令和２年度	0
	令和３年度	29,870
道路維持管理計画事業（市道嶽之内当麻）	令和２年度	0
	令和３年度	28,940

事　　項	期　間	限　度　額
		千円
道路維持管理計画事業（市道新磯野）	令和２年度	0
	令和３年度	9,800
道路維持管理計画事業（市道南中通）	令和２年度	0
	令和３年度	6,500
道路維持管理計画事業（市道下溝３７０号）	令和２年度	0
	令和３年度	16,500
道路維持管理計画事業（市道新磯）	令和２年度	0
	令和３年度	6,500
道路維持管理計画事業（市道磯部上出口）	令和２年度	0
	令和３年度	32,043
児童健康診断経費	令和２年度	0
	令和３年度	10,203
生徒健康診断経費	令和２年度	0
	令和３年度	5,102

第４表　地　方　債　補　正

変　更

起　債　の　目　的	限　度　額		
	補　正　前	補　正	補　正　後
	千円	千円	千円
（衛生債）			
塵芥処理施設建設費	2,253,000	64,000	2,317,000
（教育債）			
小学校整備費	1,603,700	272,200	1,875,900
中学校整備費	2,022,100	511,000	2,533,100
計	28,840,200	847,200	29,687,400

令　和　２　年　度　相　模　原　市
国民健康保険事業特別会計補正予算
（第２号）

議案第１３５号

令和２年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和２年度相模原市国民健康保険事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　直営診療勘定の歳入歳出予算の総額２３６，０００千円に歳入歳出それぞれ５，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４１，０００千円とする。

２　直営診療勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
5　診療収入		154,000	5,000	159,000
	5　外来収入	130,150	5,000	135,150
歳　　入　　合　　計		236,000	5,000	241,000

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
5　総務費		148,217	1,080	149,297
	5　施設管理費	148,217	1,080	149,297
10　医業費		62,303	3,920	66,223
	5　医業費	62,303	3,920	66,223
歳　　出　　合　　計		236,000	5,000	241,000

Blank

令　和　２　年　度　相　模　原　市
介護保険事業特別会計補正予算
（第２号）

議案第１３６号

令和２年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第２号)

令和２年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第１条　歳入歳出予算の総額５７，３８５，０００千円に歳入歳出それぞれ３８２，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５７，７６７，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
45　繰越金		0	382,000	382,000
	5　繰越金	0	382,000	382,000
歳　　入　　合　　計		57,385,000	382,000	57,767,000

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
35　諸支出金		22,085	382,000	404,085
	5　償還金及び還付加算金	22,085	382,000	404,085
歳　　出　　合　　計		57,385,000	382,000	57,767,000

Blank

令　和　２　年　度　相　模　原　市
後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第１号）

議案第１３７号

令和２年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第１号)

令和２年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計の補正予算(第１号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第１条　歳入歳出予算の総額９，８３０，０００千円に歳入歳出それぞれ５，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，８３５，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
35　諸収入		65,406	5,000	70,406
	10　償還金及び還付加算金	17,000	5,000	22,000
歳　　入	合　　計	9,830,000	5,000	9,835,000

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
15　諸支出金		17,000	5,000	22,000
	5　償還金及び還付加算金	17,000	5,000	22,000
歳　　出　　合　　計		9,830,000	5,000	9,835,000

Blank

令和２年度相模原市
麻溝台・新磯野第一整備地区
土地区画整理事業特別会計補正予算
（第３号）

議案第１３８号

令和２年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第３号)

令和２年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補正予算(第３号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為補正)

第１条　債務負担行為の補正は、「第１表債務負担行為補正」による。

令和２年１１月１８日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

第1表　債務負担行為補正

変　更

事　　項	期　間	限　度　額		
		補　正　前	補　　正	補　正　後
		千円	千円	千円
土地区画整理事業費 （令和2年度設定分）	令和２年度から 令和３年度まで	79,000	655,864	734,864

議案第１３９号

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年１１月２４日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第１条　相模原市一般職の給与に関する条例(昭和２６年相模原市条例第１１号)の一部を次のように改正する。

第１４条の４第２項及び第３項中「１００分の１３０」を「１００分の１２５」に、「１００分の１１０」を「１００分の１０５」に改め、同条第４項中「、若しくは失職し」を削る。

第１４条の７第２項第１号中「、若しくは失職し」を削る。

第２条　相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１４条の４第２項及び第３項中「１００分の１２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１０５」を「１００分の１０７．５」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第３条　相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成１５年相模原市条例第３９号)の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１３０」を「１００分の１２５」に、「１００分の１７０」を「１００分の１６５」に改める。

第４条　相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００

分の１６５」を「１００分の１６７．５」に改める。

附　則

この条例は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

提案の理由

相模原市人事委員会からの職員の給与に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案した一般職の職員の期末手当に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第１３９号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正の概要

１　改正の内容

（１）相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第１条及び第２条関係)

期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	1.3	1.3	2.6	1.3	1.25	2.55
				1.275	1.275	2.55
特定幹部職員	1.1	1.1	2.2	1.1	1.05	2.15
				1.075	1.075	2.15

備考　改定後の欄の各区分の上段は令和２年度の支給割合、下段は令和３年度以降の支給割合

（２）相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第３条及び第４条関係)

期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
特定任期付職員	1.7	1.7	3.4	1.7	1.65	3.35
				1.675	1.675	3.35

備考　改定後の欄の上段は令和２年度の支給割合、下段は令和３年度以降の支給割合

２　施行期日

令和２年１２月１日。ただし、１(１)及び(２)のうち令和３年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、令和３年４月１日

議案第１４０号

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年１１月２４日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和２９年相模原市条例第１号)の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

第２条　相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「１００分の１６２．５」を「１００分の１６５」に改める。

附　則

この条例は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当及び本市の一般職の職員に対する期末手当の支給割合等を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第１４０号関係資料

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

１　改正の内容

期末手当の支給割合に係る規定の改正（第１条及び第２条関係）

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
市長等常勤の特別職	1.675	1.675	3.35	1.675	1.625	3.3
				1.65	1.65	3.3

備考　改定後の欄の上段は令和２年度の支給割合、下段は令和３年度以降の支給割合

２　施行期日

令和２年１２月１日。ただし、令和３年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、令和３年４月１日

議案第１４１号

人事委員会の委員の選任について

次の者を、本市人事委員会の委員に選任したいので同意されたい。

令和２年１１月２４日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
[redacted]	前　田　順　也	[redacted]

提案の理由

地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第９条の２第２項の規定により、議会の同意を得る必要による。

議案第１４２号

令和２年度相模原市一般会計補正予算(第１１号)

令和２年度相模原市の一般会計の補正予算(第１１号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第１条　歳入歳出予算の総額３９８，９００，０００千円に歳入歳出それぞれ１８０，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３９９，０８０，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年１２月１５日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
55　国庫支出金		145,279,792	180,000	145,459,792
	10　国庫補助金	88,299,514	180,000	88,479,514
歳　　入　　合　　計		398,900,000	180,000	399,080,000

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
15　民生費		134,057,566	180,000	134,237,566
	10　児童福祉費	58,355,829	180,000	58,535,829
歳　　出　　合　　計		398,900,000	180,000	399,080,000

Blank